

堺市ボランティアスポーツ指導者会規約

(名称)

- 第1条 本会は、堺市ボランティアスポーツ指導者会と称し、(略称、V S Lという。)事務局を公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団におく。

(目的)

- 第2条 本会は、市民に対し自らのもつ技能を自主、自発を基盤とした積極的な奉仕精神をもって、提供することにより、スポーツレクリエーション活動を促進せしめ、市民の健康、体力の向上に寄与するとともに、より豊かな明るい社会づくりに貢献する。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
- (1)地域・職場などにおける、スポーツレクリエーション活動振興のための指導及び協力援助。
 - (2)スポーツレクリエーション(野外活動を含む)事業の開催及びプログラムの提供。
 - (3)教育委員会及び公共団体等が行うスポーツ事業等への協力。
 - (4)会員相互の親睦と研修。
 - (5)その他、目的を達成するための必要なこと。

(会員)

- 第4条 本会は、堺市スポーツ指導者の資格を取得した者及び幹事会の承認を得た者をもって会員とする。
- 第5条 (1)会員は、所定の会費(年2,000円)を支払い、本会の諸決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動・参加し、幹事を選び、また、選ばれるものとする。
(2)会員は、所定の会費(年2,000円)を所定期日までに支払うこととし、当年の5月末日までに会費の納入がない場合は、事業の案内を停止し、会員の資格を失うものとする。
- 第6条 本会は、会員に対して所定のユニホームを貸与する。
なお、会員が退会する場合には、速やかにユニホームを返却しなければならない。

(機関)

- 第7条 総会は、本会の最高決議機関であって、会員でもって構成し幹事会の決定にもとづき、毎年1回会長が招集する。
- 第8条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決議される。総会は、事業報告・決算を受け事業計画・予算案その他重要な問題を審議・決定する。なお、会長が必要と認める場合は、付議すべき議案を記載した書面を回付し、その賛否を問うことにより総会の会議に代えることができる。
- 第9条 幹事会は、総会につぐ決議機関であって、目的達成のために事業の指導・行動計画を決定する。
- 第10条 幹事会は、会長・副会長・会計・幹事によって構成され、会長が必要に応じ随時これを招集する。

(役員)

- 第11条 本会に、次の役員をおき、任期は2年とする。
- (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3)会計 1名

- (4) 監査 2 名
- (5) 幹事 若干名
- (選出と職務)

- 第 12 条 (1) 幹事は、第 3 条に規定する事業に 3 年以上参加した会員の中から、市内(堺・西・北・中・東・南・美原)各区域より 2 名ずつ選出する。ただし、幹事の選出が困難な区域については、この限りではない。
- (2) 会長が特に必要と認めたときは、会員及び学識経験を有する者から幹事会の承認を得、幹事若干名を選出することができる。
- (3) 会長は、幹事会において互選し、総会の承認を得る。会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (4) 副会長は、幹事会において互選し、総会の承認を得る。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時、または、欠けた時はその職務を代行する。
- (5) 会計は、幹事会において互選し、総会の承認を得る。会計は、本会の会計事務を行う。
- (6) 監査は、幹事会において幹事以外より推薦し、会長がこれを委嘱する。監査は、会計事務を監査する。なお必要あるときは、幹事会に出席することができる。
- (7) 幹事・役員に欠員が生じたときの補欠幹事・役員が選出された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- (8) 幹事・役員は、その任期満了でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問・相談役)

- 第 13 条 幹事会の承認により、会長は、本会に顧問・相談役をおくことができる。又、必要ある時は幹事会に出席を要請することができる。

(会計)

- 第 14 条 (1) 本会の経費は、会員の会費・協賛金・寄付金その他の収入をもって充てる。
- (2) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

(規約の変更)

- 第 15 条 この規約の変更は、総会出席者の過半数の同意を必要とする。

(任意事項)

- 第 16 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の承認を得、会長が別に定める。

(活動)

- 第 17 条 本会の活動における公衆に対する迷惑防止に関する条例を定める。
- (1) 粗野又は乱暴な行為の禁止
- イ. 大声で恐怖を与える言動をすること。
 - ロ. 活動においてルールを無視した独自行動をすること。
 - ハ. 活動内における公的物品の私有化をすること。
- ニ. その他当会の損失に当たる行為をすること。
- (2) 罰則
- 違反者については、幹事会の検討を経た上で退会を求めることができる。

(附則)

この規定は、昭和 52 年 4 月 25 日から施行する。

(昭和 57 年 4 月一部改正)

(昭和62年4月一部改正)
(平成3年4月一部改正)
(平成5年3月一部改正)
(平成7年3月一部改正)
(平成15年4月一部改正)
(平成17年4月一部改正)
(平成19年4月一部改正)
(平成23年4月一部改正)
(平成25年4月一部改正)
(平成26年4月一部改正)
(令和3年4月一部改正)